

その他の広告・あっせん業における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	20~21	通勤に使用した原付バイクを建物内に移動させる為、サンセットラウンジェットの階段入口側へ移動した際、建物入口の段差を乗り越える為に、エンジンをかけアクセルを入れたところ、勢いがつき過ぎてしまい、階段入口から踊り場まで転落し、右肘と右膝を打撲した。	35	1~9
4	22~23	3階のお客様をお見送りするため1階まで降り、お見送りをした後に3階まで階段で戻る途中に階段の段差で誤って躓き、踊り場付近で転倒し、左足を負傷した。	18	10~29
6	10~11	お客様の荷物を降ろしながら階段を下りている時に、三階から二階へ行く途中で足を踏み外して転落した。	53	300~499
7	11~12	店舗内の1Fから地下1Fに通じる階段において、ダンボール箱を搬入作業中、足が階段に引っ掛かり、約2m下に転落し、左肩を骨折した。	39	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html